

## 令和3年8月豪雨に関する罹災<sup>りさい</sup>証明書の手続きについて（お知らせ）

このたびの豪雨災害により、家や家財道具などに被害（浸水被害、土砂被害）を受けられたかたは、『罹災証明書』と『被災届出証明書』の交付申請をすることができます。国や県の公的支援策の受給や、民間の保険金請求の場合などで必要となる可能性がありますので、忘れずに手続きをしていただきますよう、お願いいたします。

『罹災証明書』 ・ ・ 主に実地調査に基づき、建物の被災の程度について証明するもの  
『被災届出証明書』 ・ ・ 建物や動産（家財道具・車など）が被災した事実を証明するもの

※被災届出証明書は、聞き取りと被災写真による判定で早めのお渡しができる場合もありますが、罹災証明書は、原則的に実地調査の上での発行となるため、交付に時間がかかる場合があります。

### ○受付場所

嬉野市役所 塩田庁舎 2階 総務・防災課

### ○受付時間

平日 午前8時30分～ 午後5時15分

### ○お持ちいただくもの

- ・免許証等の本人確認ができる身分証
- ・被害の状況が確認できる写真（数点）

（スマホ撮影による画像データも可・ただし、お時間をいただく場合があります）

オンラインによる申請も受け付けます

嬉野市役所ホームページの罹災証明書申請に関するページから、申請受付サイトへリンクすることができます。

対面による手続きや写真のプリントアウトが不要となりますので、ぜひご利用ください！

※住家や、家全体の家財道具などに関する申請は、世帯主のかたが代表して申請することとなります。

同一世帯でないかたが代理で申請する場合は、委任状などが必要になることがありますので、事前に総務・防災課までおたずねください。

嬉野市役所 塩田庁舎  
総務・防災課（電話0954-66-9111）

9月以降、調査のために市の職員が現地を訪問することがあります。

みなさまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。